

本院議員提出法律案（二件）

第九十五回 国会 1		2	番号
公職選挙法の一部を改正する法律案		公職選挙法の一部を改正する法律案	件名
金丸三郎君 外四名 (五六一〇、七)		宮之原貞光君 外二名 (五七、四、二三)	提出者 (月 日)
		五七、四、二六	予備送來へ提 付月日出月日
五七、七、一六			提出月日出月日
五六、二、二二		五七、五、一四	付委員會 託會
可決可決		未了	委員會 決會 議本會 議決
五七、七、二七 公職選挙 法改正 調査特委		五七、四、二六 (予) 公職選挙 法改正 調査特委	付委員會 託會
可決可決			委員會 決會 議本會 議決
五七、八、一七 五七、八、一八			委員會 決會 議本會 議決
		五七、五、一四 本會議で趣 旨説明聴取	備考

公職選挙法の一部を改正する法律案（金丸三郎君外四名発議）
（第九十五回国会参第一号）（本院継続審査）

九十五回国会 五六、一〇、七 参・議員提出

一〇、一四 参本会議趣旨説明

参継続審査

九十六回国会 五七、七、一六 参可決

八、一八 衆可決

要旨

本法律案は、現行の参議院議員選挙制度を改め、都道府県を単位とする選挙区選出議員の選挙と各政党に投票された得票に比例して選出する比例代表選出議員の選挙とから成る参議院議員選挙制度を設けようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

第一 比例代表選出議員の選挙

一、候補者名簿

(一) 候補者名簿は、次のいずれかに該当する政党その他の政治団体に限り届け出ることができる。

ア 五人以上の所属の国会議員を有すること。

イ 直近の衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙における比例代表選出議員選挙若しくは選挙区選出議員選挙において、全有効投票の四パーセント以上の得票を得たものであること。

ウ 十人以上の所属の比例代表選出議員候補者及び選挙区選出議員候補者を有すること。

(二) 名簿の作成及び名簿登載者

1 候補者として名簿に記載される者となることができる者は、参議院議員の被選挙権を有し、かつ、当該政党等に所属する者（推薦する者を含む。）に限る。

2 名簿登載者の選定及びその順位の設定は政党等が任意に行い、政党等は、名簿登載者の選定機関の名称等を選挙長に届け出る。

3 名簿に記載できる者の数は、選挙すべき議員の数以内とする。

4 死亡等により名簿登載者でなくなった者の数が名簿の届出のときにおける名簿登載者の数の四分の一を超えるに至ったときは、名簿届出政党等は、選挙の期日前十日までの間に、名簿登載者の補充

の届出をすることができる。

(三) 政党等の名称に関する告示制度等

政党等の名称及び略称に関する告示制度、同一の名称又はそれと類似する名称の使用等について所要の措置を講ずる。

(四) 供託金

比例代表選出議員の選挙における供託金の額を名簿候補者一人につき四百万円とし、政党等がこれを供託しなければならぬものとし、また、当選人の数に二を乗じて得た数を超える名簿登載者の数に相應する分の供託金は没収するものとする。

二、投票

選挙人は、比例代表選出議員選挙・選挙区選出議員選挙ごとに、それぞれ一票を投票するものとし、比例代表選出議員選挙においては、政党等の名称を記載して行う。

三、当選人

各名簿届出政党等の得票数に基づき、ドント式により各政党等の当選人の数を決定し、名簿に記載された順位に従い各政党等の当選人の数に相当する順位まで

の者を当選人とする。また、比例代表選出議員に欠員が生じた場合には、その所属する政党等の名簿の次順位の者を繰り上げる。

四、選挙運動

比例代表選出議員の選挙における選挙運動は政党等が行うものとし、名簿登載者の数（二十五人を限度とする。）に応じて定められた範囲内において、新聞広告、ラジオ・テレビの政見放送及び選挙公報により行うものとするほか、政党等の選挙事務所は都道府県ごとに一箇所とする。また、選挙区選出議員の選挙に係る選挙運動が、公職選挙法において許される態様において比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動にわたることを妨げない。

五、確認団体

名簿届出政党等は、確認団体となるものとし、確認団体の政治活動として認められているポスター及びビラを当該政党等の選挙運動のために使用することができる。また、確認団体の政治活動として認められている政談演説会及び街頭政談演説において、当該政党等の選挙運動のための演説をもすることができる。

六、罰則

名簿登載者の選定権限の行使に関し、請託を受けて財産上の利益を收受、要求若しくは約束した者又は財産上の利益を供与した者について罰則を設ける。なお、連座制は適用がない。

第二 選挙区選出議員の選挙等

一、選挙区選出議員の選挙については、現行の地方区の選挙の例による。

二、すべての選挙について供託金の額を現行の二倍に引き上げることとする。

第三 施行期日

この法律は、公布の日から施行し、改正後の公職選挙法の規定は、施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙から適用する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、現行の全国区選挙制度の問題点を改善し、国政に国民の意思を適正に反映させる等のため、参議院全

国区選出議員の選挙制度を改め、新たに拘束名簿式比例代表制による選挙制度を設けようとするものであります。

その主な内容は、政党その他の政治団体は、比例代表選出議員の候補者となるべき者を選定し、当選順位を記載した名簿を選挙長に届け出ることができるとすること。

名簿を届け出ることができる政党等の要件としては、五人以上の所属国会議員を有するか、直近の国政選挙で全有効投票の四％以上の得票を得たものであるか、参議院議員選挙で十人以上の候補者を有するものであるかのいずれかであること。投票は、選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙ごとにそれぞれ一票とし、比例代表選挙の投票は名簿届け出政党等の名称を記載して行うこと。当選は、政党等の得票数に比例して、ドント式により各政党等に対する当選人数を配分し、それぞれの名簿登載者に付された順位により当選人を決定すること。選挙運動は政党等が行い、公営によるテレビ及びラジオ放送、新聞広告並びに選挙公報によるものとする。供託金は、名簿に登載された候補者一人につき四百万円を政党等が供託することとし、あわせて他の各種選挙についても供託金の額を現行の二倍に引き上げること。名簿登載者の選定権限の行使に関し、請

託を受けて財産上の利益を収受した者等に対する罰則を整備すること。その他候補者選定機関及び政党等の名称の届け出、繰り上げ補充等について所要の措置を規定するとともに、施行日は公布の日からとし、施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙から適用することといたしております。

以上が比例代表選出議員選挙制度の要であります。地方区の選挙制度については、これを選挙区選出議員の選挙とし、現行制度の例によることといたしております。

本法律案は、第九十五回臨時国会において金丸三郎議員外四名により発議され、昭和五十六年十月十四日本会議で趣旨説明が行われ、委員会における質疑を経て継続審査とすることを決定し、今国会に引き継がれることとなりました。その間、委員会の審議方法をめぐり、長時間にわたる理事懇談会等が行われております。

本国会においては、本法律案は昨年十二月二十一日委員会に付託され、本年四月十四日より委員会の審査に入り、熱心な質疑を行い、四月二十八日動議により質疑を終局いたしました。

これをめぐり、議事の進行について各党からそれぞれ要

望があり、これらを踏まえて委員会の正常かつ円満な運営に努めることに留意し、質疑の終局後においても、協議に基づき、調査事件を議題として引き続き公職選挙法改正案について実質的に質疑を行うこととし、また、会期延長後の国会においては、日本社会党宮之原貞光議員外二名提出の公職選挙法改正案の審査に当たっても、金丸議員、松浦議員の出席を求め、実質的に質疑を行いました。

以上のような経過の中で、六月十八日及び六月二十四日の両日参考人の意見を聴取するとともに、七月六日には公聴会を開き、広く各界の公述を得、審査の慎重を期したのであります。

なお、この際申し添えておきますが、本法案は議員の選出に係るきわめて重要なものでありますので、この点を特別に重視し、理事会には、理事の割り当てのなかった会派の委員にも出席を求めて理事に準ずる立場での発言を認め、さらに当委員会に委員の割り当てのなかった会派の議員についても、常時委員会の出席を認め、委員に準じ発言することを許可するとともに、理事会開会前には各派懇談会を設けてその意見を徴し、委員会の円満な運営に万全を期するように努めたのであります。また、委員会の審査時間は

通算四十四時間に達しております。

委員会におきましては、政党選挙の合理性、憲法の諸規定との関係、名簿登載の方法、当選人の決定ルール、選挙運動のあり方等各般の問題にわたり熱心な質疑応答が行われましたが、特に憲法問題については、憲法第十四条、第十五条、第二十一条等の平等権、参政権、自由権等との関係をめぐって本法案は違憲のおそれがあるとの意見も述べられ、白熱した論議が展開されました。論議の過程で提案者から、憲法第四十四条の「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。」との規定と基本的人権との関係については、基本的人権といえども、制度改正によって選挙制度がより合理的なものになるときは制約を受けることも憲法の許容するところで、現行全国区制の問題点を解消し、合理的な選挙制度の確立を図った本改正案は憲法に適合するものであるとの答弁がありました。

論議の内容は複雑多岐にわたりますので、詳細は会議録に譲ります。

かくて七月九日、理事会において、同日に予定されていた質疑を行うことについて各派間で協議した後、委員会を開会しましたところ、田沢委員より、自由民主党提案の公

職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、討論、採決を行うことの動議が提出されました。その際、発議者席に宮之原委員がおられましたので、委員長において本動議は賛成多数と認め、これを可決し、次いで公職選挙法の一部を改正する法律案（第九十五回国会参第一号）を議題とし、討論に入りましたが、発言もなく、直ちに採決を行い、本法律案についても委員長において賛成多数と認め、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本採決につきましては、宮之原議員より、同君は社会党案の発議者として出席したのであって、本採決には参加していないとの申し出がございました。宮之原議員の申し出の趣旨によりますと、採決は全会一致となるべきものであったこととなります。委員長といたしましては、採決に参加したものと判断し、多数と宣告いたしました。が、御本人の明確な意思を確認するなどの十全な配慮を欠いたことを遺憾に存しております。

以上御報告申し上げます。